


平成30年(ネ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第1陣)  
控訴人兼被控訴人(一審原告) 早川篤雄外 215名  
被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社


## 控訴審準備書面(22) (水野鑑定意見書に対する反論)


2019年12月12日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

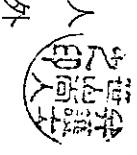
一審原告ら訴訟代理人

弁護士 小野 寺 利 孝  


弁護士 広 田 次 男  


弁護士 鈴 木 堯 博  


弁護士 米 倉 勉  


弁護士 笹 山 尚 人  


一審原告らは、一審被告が結審直前に提出した、乙A第43号証(水野謙教授による鑑定意見書、以下「水野意見書」という。)及びこれに関する「控訴審準備書面(12)」(以下「被告準備書面」という。)の該当部分に関して、下記のとおり反論の主張を追加する。

記

## 第1 一審被告の主張する被侵害利益論

被告準備書面の当該部分を要約するならば、以下のとおりである。

一審被告は、本件において一審被告が支払ってきた日常生活阻害慰謝料における被侵害利益を「平穏な生活を送る人格的利益（平穏生活利益）」であると規定した上で、これには「自ら生活の本拠地として定めた土地で」生活する利益も含まれていると主張する。そして、一審原告らが主張する「包括的生活利益」あるいは「地域生活利益」は、この「平穏な生活を送る人格的利益（平穏生活利益）」に含まれているから、これとは別に法的保護を行うに値する権利ではないと主張する（被告準備書面12～13頁）。

その上で、これらの主張の根拠として、同13～14頁において水野意見書を援用しつつ、「コミュニティ」論による独自の被侵害利益論を述べている。

すなわち、上記のとおり、避難慰謝料ないし故郷喪失慰謝料における被侵害利益について論じるという問題設定をしつつ、議論は「コミュニティ」論に縮小される。さらには、コミュニティの意義を、時間や空間（「事故前の小高区」）から切り離された「人と人の関係性の中にこそ見いだされる」ものであるとし、その被侵害利益を「人格的価値を発展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」に、限定ないし変位させるという（水野意見書24頁）、独自の特異な主張である。

以下、そこで援用される水野意見書の論旨の誤りについて順次指摘した上で、最後に一審被告の上記主張について、改めて反論する。

## 第2 水野意見書における被侵害利益論

### 1 「ふるさと」（地域）と「コミュニティ」の理解

最初に指摘すべきことは、水野意見書は、「ふるさとを奪われた」ことによる損害（すなわち「故郷喪失損害（故郷剥奪損害）」）について問題を設定しながら、これを論証なしに「コミュニティ」の喪失という問題に縮小ないしすり替えていることである。もう少し詳しく述べるなら、一審原告らが主

張している「故郷（ふるさと）」（＝地域）とは、「コミュニティ」という抽象的な概念ではなく、実体的な概念である。例えば、原審以来繰り返し援用している除本教授の論考によれば、「ふるさとの喪失」とは「自然環境、経済、文化（社会・政治）という複数の要素からなる生産と生活の諸条件が一体となったものの喪失」であり、「地域で結ばれていた住民・団体・企業などの社会関係（コミュニティはその一部）、および、それを通じて人々が行ってきた活動の蓄積と成果が失われること」である。逆に言えば、破壊されたのは住民の生活を形づけていた基盤としての「ふるさと」であり、抽象的な「コミュニティ」ではない。

関礼子教授による意見書（甲 A 第 856 号証）が、「原告はコミュニティ論における「コミュニティ」を争点にしている」と指摘するのも、この点を解明するものである。原告が論じている「故郷剥奪」は、「論者によってさまざまに論じられるコミュニティとは一線を画し、具体的な権利侵害の現場から議論を立ち上げることの表明であった」という同意見書の指摘（同 4 頁）は、まさにこの点の「すり替え」を明確にしている。

さらに、「地域とコミュニティを切り離したのは原発事故である」（同 4 頁）という指摘は、水野意見書による故郷喪失概念のすり替え操作が、一審被告が惹起した本件事故こそが、「地域性の要件を欠いたコミュニティ」を生み出したのだという帰責性を、捨象しようとするものであることをも示しているであろう。

この「故郷喪失概念のすり替え」だけを取り上げても、水野意見書は大きな誤りを侵している。

## 2 社会学説（コミュニティ論）の誤読

上記の誤謬にも現れているとおり、水野意見書が依拠する社会学説（吉原直樹教授の見解）は、水野意見書が援用するような内容であるとは理解できない。

(1) コミュニティは「あるけど、なかった」か

水野意見書は、上記の社会学者の主張と自らの小高における経験に基づいて、小高(実質的には相双地域全体)においては、事故以前にすでに「私化」が進んでおり、コミュニティは「あるけど、なかった」状態であり、他方において、小高のコミュニティ(人々の関係性)はすでに(相当程度)回復しており、また避難者は避難先で新たなコミュニティ(人々の関係性)を築いているという。そしてこれを理由に、「小高に生きる訴訟」における損害(同時に、本件における故郷喪失損害)の存在、そしてこれらに対する賠償を否定する根拠にしている。

しかし、今般新たに提出した、上記の関意見書(甲 A856)及び吉村良一教授による意見書(甲 A855号証)が分析するとおり、そこで援用される吉原教授の言説は、そのような内容であるとは理解し得ない。水野意見書における、社会学説の解釈・援用による「コミュニティ論は誤読によって成り立っており(関意見書7頁)、一審原告らが失った「地域生活利益」(故郷)を「あるけど、なかった」として否定する論拠にはなり得ない。

水野が引用する吉原教授の言説は、これらの議論を、行政による上からの「官製コミュニティ」批判、あるいはコミュニティ期待・願望論と災害便乗型資本主義の「共鳴現象」批判という視点から主張している。そこで批判されているのは、このような「上からのコミュニティ」であり、事故後の「国策自治会」であって、本来の(「下からの」)コミュニティは検討の対象に入っていない。吉原教授の見解は、一審原告らが主張してきた故郷喪失損害、すなわち本件事故で奪われた、地域における人と人、人と自然の関係、生活に根ざした共同性としてのコミュニティの破壊が、「なかった」と言っているものではないのである。

(2) コミュニティは「関係論的なもの」に移行したか

水野意見書は、吉原教授の言説を引用して、「コミュニティは「一定の場

所を前提とする『地域性』の要件を欠くようになっている」。つまり「コミュニティは場所を抜きに語れない」が、その場所は『領域的なもの』から『関係的なもの』へ移行しているのである。」と述べている。しかし、この引用は不正確であり、正確にはこの手前に「原発事故被災地域の現状を踏まえながら、さしあたり期待とか願望などから切り離してコミュニティの実態を浮き彫りにしようとするれば、まず」という文章が挿入されている。

つまり、コミュニティは自然に、あるいは自発的に「地域性」を欠くようになっただけではなく、原発事故が「地域性」を欠くに至った原因であることを指摘している（関意見書 12 頁）。「移行した」というよりも、「地域性」を「奪われた」のであって、コミュニティが「関係的なもの」に移行した」という水野意見書の記載は、そもそもが誤読ないし曲解の産物である。

### （3）「創発的コミュニティ」とは

同様に、事故後における住民らの取り組みにおける「創発的コミュニティ」についても、吉原教授の見解においては、その可能性ないし萌芽が指摘されているだけであり、それが現実化し避難者の生活基盤が回復したと言っているわけではない（関意見書 6～7 頁、吉村意見書 5～6 頁）。

関意見書が指摘するとおり、「水野意見書が参照しているコミュニティ論は、原発事故を前提にしつつ、その加害と被害をカックコに入れて、直面する現実対応のコミュニティ創発の議論をしているのであって、「特定の地域と密接不可分なものとして『コミュニティ』を捉えることに否定的な考え方」（水野意見書 11 頁）をしているのではない。」（関意見書 7 頁）。

## 3 損害論ないし被侵害利益論における社会学説の援用の仕方の問題点

以上のとおり、水野意見書が援用する社会学説には、理解そのものに誤りがあるものと思われるが、以下では同意見書が援用するような意味であると

仮定した上で、その法理論への援用の仕方における問題点について検討する。

(1) 水野意見書ないし一審被告主張の骨子

水野意見書は、「人と人との関係(を)・・・かつて生活の本拠地であった小高区に時間的・地域的に限定して捉える発想は、今日の社会学の水準に照らすと説得力を欠いている」と述べる(12頁)。そして「今日の社会学では、コミュニティという概念は、領域的なものから関係的なものへと移行している」とし、「社会生活における人と人との関係は、人格の形成や発展の基盤となるものと考えられるが、この基盤が1審原告らにとって『本件事故前の小高』にしか存在しないということは、およそありえないのである。このように考えると、1審原告らの被侵害利益は、『地域コミュニティ』なるものに存在するのではなく、人と人との関係性の中にこそ見いだされるものである」(23～24頁)とする。

そして、「人格的な価値を發展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」こそが「被侵害利益のまさに核心である」と結論付けている(24頁)。すなわち、冒頭に指摘したとおり、被侵害利益についての議論を「コミュニティ」論に置き換えた上で、さらにコミュニティの意義を、時間や空間(「事故前の小高区」)から切り離された「人と人の関係性の中にこそ見いだされる」ものであり、「人格的価値を發展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」に、限定ないし変位させる論旨(發展可能性論)である。

(2) 水野意見書の法理論上の問題点

このような水野意見書の被侵害利益論は、「今日の社会学の水準」や「ある社会学者の鋭い問いかけ」に依拠するという論法で、コミュニティに関する社会学説を法理論に援用しようとするものであるが、この議論は上記のとおり、「コミュニティという概念が、地域性の要件を失い、領域的なものから関係的なものに移行した」という理解を前提にしている。しかし、かかる前提そのものが社会学説の誤読か曲解によるものであって、一審原

告らの被侵害利益を（具体的な地域とは切り離された）「人と人との関係性の中にこそ見いだせるもの」だとする水野意見書の論旨（同 24 頁）は、前提からして破綻している。

さらに、社会学説の理解における誤りの点を措くとしても、吉村意見書が詳細に検討しているとおり、その法律論としての論旨には大きな問題点がある。第一に、被侵害利益の捉え方として著しく限定的かつ抽象的であり、「故郷の喪失・剥奪」という事態において想定される事態に適合しない。第二には、「原状回復」という不法行為制度の目的を、過去の状態（現状）の回復ではなく、将来に向けての発展可能性の回復であるというものであるが、それは、被害者らが失ったものの重大性を軽視ないし無視する論理である。そして第三に、以上のような捉え方は、現に生じている被害の事実・実態から著しく乖離している。

以下、順次批判する。

### （3）被侵害利益の捉え方としての狭さ

水野意見書は本件における被侵害利益について、時間や空間から切り離された「人格的な価値を進展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」（発展可能性論）として捉える。

しかし、この点について一審原告らが本件における被侵害利益として論証を重ねてきたのは、淡路教授の提唱にかかる「包括的生活利益としての平穏生活権」であり、まさに包括的で複合的な内容を包摂する実体的な権利法益である。その内容は、吉村意見書（9～14 頁）が詳細に説明することにより、本件の重層的で多様な被害を包括的・総合的に把握することによって、その全体像を示そうという概念である。

放射能汚染を原因として、広範囲に及ぶ地域の全住民が、長期的に避難を強いられるという未曾有の事態が現に侵害したのは、如何なる権利法益であるのか。それは、財産権や精神的・身体的な人格権に加えて、「生物的・社会的生存に関わる権利」をも包摂する、まさに包括的な平穏生活権なの

である。そのような広範性・全面性をもつ被害の被侵害利益は、地域に根ざし、固有性と長期継承性を特徴とする、「実体」を持つものであって、「時間や空間」から切り離されたものではあり得ない。また、それは現に原告らが世代を超えて積み重ね、かつ享受してきた、現実の実体としての人格的価値であって、将来的に「発展」「形成」していく「可能性や機会」に過ぎないものではない。

一審原告らが主張する故郷（地域）が、限定的な場所（例えば小高区）に留まらず、むしろ相双地域全体に生活権が及んでいたことは既に述べたとおりであるが、そのことは、一審原告らが失った権利法益が、具体的な場所的つながりから切り離された観念であることを意味していない。

これ以上の再論は避けることにするが、一審原告ら代理人は、1点だけ加えて指摘しておきたい。本件訴訟の提訴に至る前段階から、多数の被害者からの聞き取りや現地調査を通じて、一審原告ら代理人（弁護士）の一貫した最大の課題は、現に生じているこの被害の実相（まさに未曾有の事態である被害の本質）をよく見極めた上で、その内容と被侵害利益を、どのように法的に構成するか「解明」だったのである。そこで侵害されている様々な権利法益は、けつして「新しい権利」ではなく、むしろ普遍的・古典的な権利法益であった。しかしそれらの権利法益が、かくも包括的・全面的に侵害されて、「生活を丸ごと奪われた」という事態は、まさに未曾有の事態であり、その適切な把握と法的構成の研究が、強く求められたのであった。

個別の財産権や精神的平穩に解消されない、地域において様々な形で社会生活を営むことが内包している、高度に精神的であると同時に経済生活上の意味を持つ価値。ここでは、現実を生じている事態を踏まえた、そうした権利法益の定立が求められていた。この要求に応えたのが、淡路教授の提唱にかかる「包括的生活利益としての平穩生活権」だったのであり、したがってその法理論は、被害の実相・実体を見据え、理解するところか



らスタートしていることを強調しておきたい。

#### (4) 抽象性

次に、水野意見書のこのような被侵害利益論は、極めて抽象的である。「人格的価値を發展・形成する可能性」というものが重要な法益であることは誰も否定しないであろうが、その意味するところは何も具体的に示されていない。そのような發展可能性論は、あまりにも観念的で空虚だという問題である（吉村意見書 14～15 頁）。

吉村意見書が指摘するとおり、一審原告らの「人格の發展・形成」を實際に支えてきた諸条件は、具体的には何であったのか、さらには、今後の人格の發展・形成を支える諸条件はどこにあるのかという検討こそが、重要である。それは、例えば関教授の言説によれば、地域（故郷）における人と自然のかかわり、人と人のつながり、そしてそれらの持続性と永続性という三位一体の要素によって実現される。そうした場所的・時間的に具体的な諸条件を抜きに、人間の發展はあり得ないのであって、水野意見書が提示する發展可能性という「権利法益」は、まことに無内容な観念に過ぎない。

しかも、この観念論は無益であるだけでなく、実際に一審原告らが喪失した「地域」の価値、生じている損害（故郷の喪失・剥奪）を軽視・無視するという誤りを生み出すという点で、極めて有害な「理論」である。関教授の意見書が、その結びにおいて、「本訴訟は、避難によって（元の地域における）可能性や機会を奪われたことを被侵害法益として問題にしているのであって、避難後に開かれているかどうかではないはずである。問題の核心は、前住地で『現実には心穏やかに生活』することができなくなったという被害の事実である。」（同 19 頁）と述べているのは、まことに正当である。

#### (5) 誤った「原状回復」論

次に、水野意見書は不法行為制度の目的である「原状回復」という意味

を、過去の状態（現状）の回復ではなく、将来に向けての発展可能性の回復であるという。

将来に向けての発展可能性、生活の再建を補償すること自体は重要な課題であって、これまた何人も否定しないであろう。しかし、それだけではなく、同意見は、故郷の喪失・剥奪という現実の損害（大切な価値の喪失）に対する「適正な慰謝料額の算定」において、「新たなコミュニケーションを通じて、人格な価値を發展させ、人格的利益を自律的に形成しうる機会が開かれているか」に注目せよという（25～26頁）。

それは「被害者らが失ったもの」の重大性を軽視ないし無視する、誤った論理である。避難先で新たな生活が安定したとしても、あるいは帰還を実現しても、事故によって失った元の生活、そこでの包括的生活利益を回復したことはない。この点で、一審原告らが失った故郷（地域）における、その固有性・長期継承性、あるいは持続性・継続性という「かけがえのない価値」（不可逆的損害）の意味は、既に十分に主張・立証してきたところである。

さらには、水野意見書の上記見解は、被害者の努力によって発展可能性が回復していれば、損害算定において斟酌される（損害は軽減・回復したものとされ得る）という論旨に繋がっている。吉村意見書（16～17頁）が指摘するとおり、かかる見解は、被害者の苦闘が加害者の責任を軽減するという、不合理・非条理を意味するのであり、二重に誤った論理であることが顕わである。

#### （6）被害の実態を無視していること（実態との乖離）

以上のとおり、水野意見書における社会学説の法理論への援用の仕方は、多くの点で不合理であり、あるいは条理に反するものであると指摘せざるを得ない。そのような誤りは、水野意見書の論旨が、いずれも被害の実態から乖離し、被害事実を踏まえていないことに起因する。本件における、原審から積み重ねられた原告本人尋問において示された被害の実相、原告

らの生の訴えは、水野意見書の論旨とは全く整合しない。

一審原告らは法廷において、いざれも、自らが生活してきた地域との具体的な関わりにおいて被害を語った。あるいは、地域における人とのつながりについて、そのかけがえのない価値を振り返り、失ったものの重大さを嘆き、訴えた。そこで語られた「故郷」の内容は、「コミュニティ」だけではなく、自然環境の破壊であり、地域における経済生活の破たんであり、地域における社会生活や文化の喪失という、複合的な複数の要素であった。一審原告らは、それぞれの居住地域における土地とのかかわりと、住民同士のつながりが断絶したことを指摘し、長きにわたって積み重ねてきた固有の文化が失われつつあることを嘆いていた。

すなわち、一審原告らにとつての地域ないしコミュニティの破壊・喪失とは、「人と人とのコミュニケーションによる発展可能性」の喪失に限定されたものではなく、地域における場所と時間（歴史）に根ざした具体的な価値なのである。

このように、コミュニティが「あるけど、ない」などという言葉は、実態から乖離した絵空事に過ぎない。時間と空間から切り離されて、具体的な場所性を持たない「人と人との関係性」のみに限定された「コミュニティ」を語った原告は1人もいない。また、一審原告らが失ったものが、地域での現実の生活に根ざした価値ではなく、将来に向けての「発展可能性」に過ぎないという言説も実態と乖離しており、一審原告の誰一人として肯定しないであろう。

これらの事実は、既に証拠調べの中で疑いようのないものとして確立している。

おそらくは「社会学説」の援用の仕方における誤謬の産物であるうが、水野意見書における法理論としての誤りは、同時に事実を無視した理論であることの結果である。

### 第3 中間指針に対する評価

「中間指針」の評価は、被告準備書面における水野意見書の立証趣旨には含まれていないが、この論点に関する法律研究者による見解が鑑定意見書として事実上提出されたことがもたらす影響に鑑み、その要点についてのみ反論を列挙する。この論点については、吉村意見書(18～25頁)が全面的な批判的検討を尽くしているので、詳細については、これを参照されたい。

#### 1 中間指針による賠償は「公平妥当」で「合理的」な水準か

水野意見書は、「小高に生きる訴訟」の一審判決が、中間指針による850万円の支払いに加えて300万円の賠償を命じたことを、中間指針に対する「独自の解釈」によるものだとして批判(3頁)し、中間指針は「迅速で公平な救済」を実現する「合理的な内容」であると評価する(5頁)。

その理由とするとところについては、次項以下に順次述べるが、そもそも同意見書の「中間指針による支払いで十分」という基本的評価は、上記のとおり、本件における被害の捉え方、被侵害利益の理解と考え方が全く違っている(誤っている)のであるから、ある意味では不思議のないことであろう。

水野意見書における被害象は、現に存在するコミュニケーションを「あるけど、ない」と評価し、一審原告らが地域において現に営んでいた生活の意味を、時間と空間から切り離されて、具体的な場所性を持たない「人と人との関係性」のみに限定する損害評価である。そして、一審原告らが失った権利法益は地域での現実の生活に根ざした価値ではなく、将来に向けての抽象的な「発展可能性」に過ぎないという被侵害利益論に立脚する以上、そこで想定される損害の評価額は、実態から乖離した過少なもものならざるを得ないからである。

#### 2 「交通事故賠償方式」との比較

中間指針が、交通事故賠償における自賠責基準に依拠して設定されたことに対する批判に反論するために、水野意見書は、加害者・被害者の「交代可能性」について、福島地裁の「自死事件判決」が訴因減額を認めたことを論

拠に、これを相対化しようとする。しかし、吉村意見書が指摘するとおり、自死事件判決は、訴因減額を2割しか認めなかったことにこそ意味があり、既にこの点で、交通事故事件との差異が示されている。

そもそも、加害者・被害者の「交代可能性」とは、市民同士における偶発的事故と、そのような交代可能性がない一方的・片面的な事故においては、「生じた損害の公平な分配」という観点から、損害評価についても異なる算定がなされるべきだという指摘であり、当該不法行為の「実体」の違いに基づく。その意味では、国策に基づいて巨大企業が運営する事業活動によって、地域住民が甚大な被害を受けたという本件においては、かかる片面性は否定しようのない実体的事実であって、訴因減額の有無や程度によって左右されるべき差異ではない。

### 3 「最小限度の損害」論

水野意見書は、中間指針による賠償の基準は、最低限の水準を示すものに過ぎないという見解について、「説得的な理由を説明していない」という。しかし、この点についても、既に論拠は示し尽くされたところであり、以下のとおりその概要だけ示したい。

第1に、中間指針が「迅速で公平な救済」を実現することを意図していることは、水野意見書も指摘するとおりである。しかしそれは、当事者間の自主的な合意による救済を想定しているから（そうでなければ早期の救済は不可能である）、支払い側である東電が同意する内容・金額でなければ実現しない。だから、最低限の水準にならざるを得ないのは理の当然である。そのことは、原賠審自身が繰り返し述べており、能見会長や中島肇委員の発言にも現れている。さらに、吉村意見書に引用されているとおり、大塚直委員が「いわば最低限の賠償枠組み」であると述べていることなど、枚挙にいとまがない。

第2に、潮見教授が指摘するとおり、政府の審議会が策定した復興政策上の文書である中間指針は、早期期間や復興へのインセンティブという「公共

政策的」制約を持たざるをえないのである。

#### 4 原賠審における審理の実情

最後に、最も留意されるべきは、中間指針が策定されるに際しての審理の不充分さである。膨大な避難者が困難な避難生活に陥っていたとき、短期間に一定の基準を策定せざるを得なかった原賠審としては、やむを得ないことであつたかもしれない。

しかし、被害の実態や現地の状況など、実体的な調査が不十分のままの審議であること、事態の進展が予測できない段階での損害評価であつたこと、特に帰還の可能性について明確な方針を持っていない段階であつたことから、まさに最低限の水準を規定するしかなかつたことが、理解される必要がある。これらの詳細についても、あらためて吉村意見書が指摘するとおりである。

#### 第4 一審被告の主張の誤り

冒頭の「第1」において指摘したとおり、一審被告は、本件において一審被告が支払ってきた日常生活阻害慰謝料における被侵害利益を「平穏な生活を送る人格的利益（平穏生活利益）」であると規定した上で、これには「自ら生活の本拠地として定めた土地で」生活する利益も含まれており、一審原告が主張する「包括的生活利益」あるいは「地域生活利益」は、この「平穏な生活を送る人格的利益（平穏生活利益）」に含まれているから、これとは別に法的保護を行うに値する権利ではないと主張する（被告準備書面12～13頁）。

その上で、これらの主張の根拠として水野意見書を援用し、本件における被侵害利益論を「コミュニテイ」論に縮小した上で、コミュニテイの意義を、時間や空間から切り離された「人と人の関係性」に矮小化し、さらにはその被侵害利益を、人格的価値の将来的な「発展可能性」に限定・変位するという立論を展開した。

しかし、一審被告のこのような主張は、不可解かつ失当である。

第一に、水野意見書の論旨は一審被告の上記主張と噛み合っており、根

拠になっていない。水野意見書は、一審原告が本件における被侵害利益として主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」を否定し、「人格的価値の発展可能性」こそが被侵害利益であると述べているのであるが、この主張は、一審被告が主張する、「包括的生活利益」という原告主張の権利利益は、一審被告が掲げる「平穏な生活を送る人格的利益（平穏生活利益）」に含まれているという論旨について、何らの根拠にもなり得ない。水野意見書は、一審原告が主張する被侵害利益を全面的に否定し、独自の見解を創出しようとする論旨でしかないからである。

第二に、水野意見書の展開する被侵害利益論ないし中間指針擁護論は、いずれも、上記のとおり事実から乖離した空論に過ぎず、当を得ないものである。また、その「論拠」とする社会学説の理解を誤り、あるいは法理論への援用の仕方において不当なものである。社会学説の理解における様々な問題点については、関意見書に詳細に述べられているところを併せて参照されたい。

かかる意見書は、被告準備書面における上記主張に関する内容のみならず、およそ一審原告が主張・立証してきたあらゆる内容について、何らの影響も与えないものであることを確認しておきたい。

以上